

定期報告の対象となる特定建築物及び報告時期

No.	用途	細則で定める規模	政令で定める規模※1	報告時期
1	劇場, 映画館又は演芸場	その用途に供する部分の床面積の合計が 200 m ² を超えるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・地階又は3階以上の階の当該用途に供する部分の床面積の合計が 100 m²を超えるもの 	平成 31 年及び同年以後 3 年ごとの年の 4 月 1 日から 12 月 31 日まで
2	観覧場(政令にあっては屋外観覧場を除く。), 公会堂又は集会場	その用途に供する部分の床面積の合計が 500 m ² (屋外観覧席にあつては, 1,000 m ²)を超えるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・当該用途に供する部分(客席の部分に限る。)の床面積の合計が 200 m²以上のもの ・主階が 1 階にないもの(劇場, 映画館, 演芸場に限る。) 	
3	旅館又はホテル	その用途に供する部分の床面積の合計が 600 m ² を超えるもの又は 3 階以上の階をその用途に供するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・地階又は3階以上の階の当該用途に供する部分の床面積の合計が 100 m²を超えるもの ・2 階における当該用途に供する部分の床面積の合計が 300 m²以上のもの 	
4	病院, 診療所(患者の収容施設があるものに限る。)又は児童福祉施設等	その用途に供する部分の床面積の合計が 600 m ² を超えるもの又は 3 階以上の階をその用途に供するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・地階又は3階以上の階の当該用途に供する部分の床面積の合計が 100 m²を超えるもの ・2 階における当該用途に供する部分の床面積の合計が 300 m²以上のもの(児童福祉施設等は高齢者, 障害者等の就寝の用に供する用途に供する建築物と読み替える) ※2 	令和 2 年及び同年以後 3 年ごとの年の 4 月 1 日から 12 月 31 日まで
5	百貨店, マーケット, 展示場, キャバレー, カフェー, ナイトクラブ, バー, ダンスホール, 遊技場, 飲食店, 公衆浴場(細則にあっては個室付浴場業に限る。), 待合, 料理店又は物品販売業を営む店舗(床面積が十平方メートル以内のものを除く。)	その用途に供する部分の床面積の合計が 500 m ² を超えるもの又は 3 階以上の階にその用途に供する部分を有するもの(3 階以上における当該部分の床面積の合計が 100 m ² 以下のものを除く。)	<ul style="list-style-type: none"> ・地階又は3階以上の階の当該用途に供する部分の床面積の合計が 100 m²を超えるもの ・2 階における当該用途に供する部分の床面積の合計が 500 m²以上のもの ・当該用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 m²以上のもの 	令和 3 年及び同年以後 3 年ごとの年の 4 月 1 日から 12 月 31 日まで
6	体育館, 博物館, 美術館, 図書館, ボーリング場, スキー場, スケート場, 水泳場又はスポーツの練習場(学校に附属するものを除く。)		<ul style="list-style-type: none"> ・3 階以上の階の当該用途に供する部分の床面積の合計が 100 m²を超えるもの ・当該用途に供する部分の床面積の合計が 2,000 m²以上のもの 	

※1 政令で定める建築物は避難階以外の階を当該用途に供するもの。

※2 政令で定める病院, 有床診療所については, 2 階の部分に患者の収容施設がある場合に限る。

また、高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途に供する建築物には、以下の用途に供する建築物が該当します。

- 共同住宅及び寄宿舍（サービス付き高齢者向け住宅又は老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十五項に規定する共同生活援助を行う事業の用に供するものに限る。）
- 助産施設，乳児院，障害児入所施設
- 助産所
- 盲導犬訓練施設
- 救護施設，更生施設
- 老人短期入所施設（小規模多機能型居宅介護の事業所，看護小規模多機能型居宅介護の事業所を含む。）その他これに類するもの（宿泊サービスを提供する老人デイサービスセンターを含む。）
- 養護老人ホーム，特別養護老人ホーム，軽費老人ホーム，有料老人ホーム
- 母子保健施設
- 障害者支援施設，福祉ホーム，障害福祉サービス（自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。）を行う事業所（利用者の就寝の用に供するものに限る。）